

## 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局

法制文書課

## 号外第26号 令和3年6月17日発行

目 次

は県例規集登載

【規則】

番 号 表 題 担当課名

3 1 災害救助法施行細則の一部を改正する規則 とくしまゼロ作戦課

## 【公布された条例等のあらまし】

災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (規則第三十一号)

- 開設期間について定めることとした。 災害が発生するおそれがある場合における避難所の設置のために支出する費用及び
- その他所要の整理を行うこととした。するおそれがある場合における避難者の避難に係る支援を加えることとした。 応急救助のために輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲に、災害が発生
- 適用することとした。 この規則は、 公布の日から施行し、 一及び二については、 令和三年五月二十日から

徳島県規則第三十一号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

వ్త 災害救助法施行細則(昭和三十八年徳島県規則第三十七号)の一部を次のように改正す

間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、知事が別に定める日までの期を「法第四条第一項第一号の避難所」に、「する」を「し、同条第二項の避難所の開設期 間とする」に改め、 あつては避難者)」を加える。 を「法第四条第一項第一号の避難所」に、「する」を「し、 物の使用謝金、光熱水費その他知事が別に定める経費)」を加え、同1の穴中「避難所」 別表第一の一の1の三中「設置費」の下に「(法第四条第二項の避難所にあつては、建第十二条(見出しを含む。)中「災害発生市町村」を「災害発生市町村等」に改める。 同表の十三の1の〇中「被災者」の下に「 ( 法第四条第二項の救助に

則

- 2 1 この規則は、 公布の日から施行する。
- 改正後の別表第一の規定は、 令和三年五月二十日から適用する。